

船橋市電話de詐欺防止装置貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における電話de詐欺等の被害防止を目的として、市が所有する電話de詐欺防止装置（以下「装置」という。）を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象者等)

第2条 貸与の対象となる者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者又は市長が必要があると認めた者とする。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 固定電話を使用している者

2 装置の貸与は、1世帯につき1台とする。

(貸与期間)

第3条 装置の貸与期間は、貸与の決定をした日から起算して1年間を経過した日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定により再度申請を行うことができる。
- 3 前項の申請に基づき再度貸与を受ける場合の貸与期間は、当該再度の貸与の決定をした日から起算して1年間を経過した日までとする。

(費用の負担)

第4条 装置の貸与は無料とし、その設置等に係る費用、使用に係る電気料金その他の費用は、貸与を受けた者が負担するものとする。

(申請等)

第5条 装置の貸与を受けようとする者は、船橋市電話de詐欺防止装置貸与申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、装置を貸与することが適当と認めるときには、船橋市電話 de 詐欺防止装置貸与決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(貸与中の管理)

第6条 装置の貸与を受けた者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 装置は、取扱説明書に従って適切に使用すること。
- (2) 装置を処分し、又は目的外に使用しないこと。
- (3) 装置を転貸し、売却し、又は譲渡しないこと。
- (4) 船橋市電話de詐欺防止装置貸与申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに報告すること。
- (5) 貸与期間が満了したとき、又は装置を使用しなくなったときは、速やかに装置を返却すること。
- (6) 装置が故障し、滅失し、若しくはその一部を欠損したとき、又は装置を紛失したときは、速やかに市長に報告すること。

(装置の設置)

第7条 装置の設置は、貸与を受けた者が行うこととする。

(装置の撤去及び返還)

第8条 装置の撤去及び返還は、貸与を受けた者が行うこととする。

2 装置が老朽化し、故障し、又はその他の事情により安全に使用することができないときは、市長は当該装置の返還を求め、又は貸与を受けた者は当該装置を返還することができる。

3 前項の規定により装置を返還した者が、再度装置の貸与を受けようとするときは、第5条第1項の規定により改めて申請を行わなければならない。

4 市長は、前項の場合その他必要があると認めるときは、必要な措置を講ずることができる。

(貸与決定の取消し)

第9条 偽りその他不正の手段により装置の貸与の決定を受け、又は装置の貸与を受けた者があるときは、市長は貸与の決定を取り消し、又は既に貸与した装置を返還させるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月4日から施行し、同日以後に申請のあった装置の貸与について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月9日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行前における装置の貸与については、なお従前の例による。

第1号様式

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号
使用者との関係 ()

船橋市電話 de 詐欺防止装置貸与申請書

船橋市電話 de 詐欺防止装置貸与要綱第5条第1項の規定により、電話 de 詐欺防止装置の貸与を申請します。

なお、申請に当たっては裏面の誓約事項に同意します。

□申請者に同じ 使用者	氏名			
	生年月日	年 月 日生	年齢	(歳)
	住所	〒 船橋市		
	連絡先 (装置設置 予定番号)	() -		
緊急時連絡先	続柄			
	氏名			
	住所	〒		
	連絡先	() -		

(裏面)

船橋市電話 de 詐欺防止装置貸与に関する誓約事項

- 1 船橋市から貸与を受けた電話 de 詐欺防止装置 (以下「装置」という。) は、取扱説明書に沿って適切に使用します。
- 2 装置は、市の承諾を得ることなく処分しません。
- 3 装置は、電話de詐欺等を防止するために使用し、その他の目的に使用しません。
- 4 装置は、転貸、売却又は譲渡しません。
- 5 装置は、市の区域以外で使用しません。
- 6 装置の貸与期間中に、転出その他の理由により貸与対象でなくなったときは、装置を返却します。
- 7 不要となったときは、装置を返却します。
- 8 装置が故障し、滅失し、若しくはその一部を欠損したとき、又は装置を紛失したときは、速やかに市長に報告します。
- 9 私が虚偽の申請その他の不正な行為により装置の貸与を受け、装置の返却を命じられたときは、その求めに応じ、装置を返却します。
- 10 装置によって発生した事故及び損害の一切の責任は私が負います。

第2号様式

第 年 月 号
年 月 日

様

船橋市長



船橋市電話 de 詐欺防止装置貸与決定通知書

年 月 日 付けで申請のありました、電話 de 詐欺防止装置貸与について、船橋市電話 de 詐欺防止装置貸与要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり装置を貸与することに決定しましたので通知します。

記

1 使用者

氏名	
住所	〒 船橋市
装置番号	

2 貸与期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 依頼事項

- (1) 申請書提出時の誓約事項を遵守すること。
- (2) この決定通知書を貸与期間中保管すること。